

# 化学兵器禁止法の 施行状況と動向について

令和3年2月  
経済産業省製造産業局  
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

# 化学兵器禁止法の施行状況

- 1997年に発効した「化学兵器禁止条約（CWC）」の柱の一つである、化学兵器不拡散のための産業検証制度及びその国内実施法の「化学兵器禁止法」に基づき、特定の化学物質を製造する事業所の情報や対象物質の輸出入の状況を化学兵器禁止機関（OPCW、ハーグ）に申告。
- OPCWは申告内容を国際検査により検証しており、日本は年20回程度を受け入れている。国際検査は、OPCWの検査官が実際に事業所を訪問して行われ、経済産業省本省・経産局及び（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が検査に立ち会い、その円滑な遂行に協力しているが、受入れの度に、事前準備を含めおおむね2週間を要している。

## < OPCWに対する我が国の貢献 >

- ◆ 日本は、OPCWに対し全締約国中第3位の分担金(約580万ユーロ：2020年)を提供
- ◆ 当省はこれまで、化学物質のデータベース構築等の協力、途上国（主にアジア）の条約実施のためのキャピタル等を支援。引き続き、実施効果等を見極めつつ協力・支援を展開
- ◆ 近年は、我が国化学産業の国際検査負担の軽減を目指して、OPCWに対し、効率的・効果的な国際検査の実現を含めた産業検証制度の見直しの必要性を提起



OPCWによる国際検査の様子

# 化学兵器禁止法の概要

- 条約に規定する表剤及び識別可能な有機化学物質（DOC）の製造等を行う事業所等は、製造等の実績を届出・申告。
- 検証閾値を超えて製造等を行う事業所等は、国際機関による国際検査を受ける。

条約上の義務

国内関係行政機関

内閣府、外務省等

《軍事活動》  
遺棄・老朽化学兵器廃棄

《産業活動》

経済産業省

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等  
に関する法律（化学兵器禁止法）

窓口：化学兵器・麻薬原料等規制対策室

表1剤  
(特定物質)

表2剤  
(第1種指定物質)

表3剤  
(第2種指定物質)

有機化学物質・特  
定有機化学物質

(1) 表1剤総量規制

・製造・使用許可  
・立入検査

(2) 産業検証制度  
・対象物質生産施設等の申告

・製造・使用実績届  
出

・製造等・使用予  
定・実績届出

・製造予定・実績届  
出

・製造実績届出

・申告に基づく国際機関による国  
際検査

・製造等・使用者は国際検査を受け入れ  
(検証しきい値を超える事業所等)

・製造者は国際検  
査を受け入れ

・製造者は国際検  
査を受け入れ

(3) 貿易規制  
・輸出入量の申告

・輸出入実績届出

・非締約国との表剤輸出規制

・輸出許可  
・輸入承認 (対全地域)

・輸出許可  
・輸入承認 (対非締約国)

・輸出許可

AG  
独自  
規制

窓口：安全保障  
貿易審査課

外国為替及び外国貿易法

# 化学兵器禁止法・化学兵器禁止条約を取り巻く昨今の課題

## ◆ 国際面 –新たな脅威（新型神経剤）の出現–

課題：2018年3月、条約規制対象外の新型神経剤を用いた殺人未遂事件が英国において発生

### <化学兵器禁止機関における対応>

米国等の提案を受けて、2019年11月に条約附属議定書を改正し、条約の規制対象に追加。2020年6月より改正議定書が発効し、表一剤の規制対象物質として指定されている。

## ● 国内面 –化学兵器禁止法施行令の改正・新型神経剤の追加–

対応：条約附属議定書の改正を踏まえ、化学兵器禁止法施行令を改正し、昨年6月より、新たに8物質を化学兵器禁止法の特定物質として指定

## ● 国内面 –化学兵器禁止法施行から四半世紀の経過–

課題：化学兵器禁止法規制対象物質の製造・使用・譲渡に係る物質管理の徹底

特に要人の来日、天皇即位礼等の大規模行事の際には、事業者以下のような事項等を要請。

● 化学兵器の原料となり得る化学物質の保管及び管理の徹底

① **保管量の確認**や運搬時の**盗難対策**などの徹底

② 化兵法上の特定物質・指定物質の**盗難・紛失時等の警察への連絡の徹底**

